

助教制度の改正について

2023年7月 大学院法学政治学研究科

大学院法学政治学研究科では、次世代の法学・政治学研究者を養成するためのルートとして、大学院総合法政専攻のほか、助教制度を設けていますが、2023年7月に関係規則等の改正・制定を行いました。下記のとおり、改正後の制度の概要をお知らせいたします。

(1) 制度の趣旨

助教とは大学教員の職種の1つである。本研究科の助教は任期3年の教員として採用され、専門分野の研究に従事し、任期終了時に助教論文を提出することが義務付けられている。在任中は、指導教員の指導を受け、学部・大学院の授業に参加することもできる。

(2) 採用要件

本学において下記の①～③の成績要件を満たしていることを前提として、指導教員予定者の推薦を得ることで、助教に出願することができる。指導教員予定者が推薦するか否かは、助教としての適格性など諸般の事情に基づいて判断されるので、成績要件を満たせば直ちに出席できるわけではない。募集時期は10月と2月の2回であり（③の対象者は2月に限り応募可能）、採用人数は、1年度につきおおむね10名を限度とする。なお、成績要件については、例外的にこれを下回っても応募が可能な場合があるため、詳細については、指導を依頼したい教員に相談すること。

①法学部の卒業者（早期卒業者を含む）・卒業見込者（早期卒業予定者を除く）

- ・卒業見込者は、50単位以上を取得していること。
- ・優上および優の比率が3分の2以上であること（優上・優と、可は、相殺）。
- ・今回の規則改正により、司法試験合格を要件としないことに改められた。
- ・②③に掲げる修了者・修了見込者は、①の資格では出願できない。

②法科大学院または公共政策大学院の修了者・修了見込者

- ・法科大学院の修了見込者は70単位以上を取得していること（ここでは、みなし認定単位を含む）。公共政策大学院の修了見込者については「70」を「35」と読み替える。
- ・A+およびAの比率が50%以上であること（A+・Aと、C+・C-は、相殺）。

③総合法政専攻修士課程の修了見込者

- ・修士課程の総合評点がA+またはAであること。

(3) 助教論文による学位取得

助教は大学院博士課程に在籍していないため、課程内博士学位請求論文を提出することはできないが、助教論文を課程外博士学位請求論文として提出して、学位を取得することは可能である（いわゆる論文博士）。今回、制定された申合せにより、助教は任期終了後、助教論文の加筆修正等を行い、助教論文（助教論文を再構成した論文を含む）を課程外博士学位請求論文として研究科に提出するように努めるものとされている。全学の規則により、博士学位授与には5年以上の研究歴（大学院在籍期間を含む）が必要である。